

社会福祉法人愛知県共同募金会配分委員会設置等規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知県共同募金会配分委員会（以下、「配分委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 配分委員会は、愛知県における共同募金寄付金の公正な配分に資することを目的として、関係法令及び社会福祉法人愛知県共同募金会定款に基づき設置する。

(職 務)

第3条 配分委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 共同募金の配分計画に関する事項
- (2) 共同募金の配分額に関する事項
- (3) 準備金の積立てに関する事項
- (4) 準備金の配分及び他の都道府県共同募金会から拠出を受けた資金の配分に関する事項
- (5) 他の都道府県共同募金会に対する準備金の拠出に関する事項
- (6) 「災害等緊急配分金」に係る配分に関する事項
- (7) その他、配分委員会が必要と認めた事項

2 配分委員会は、受配を要望する者に対し、必要により調査を行う。

(組 織)

第4条 配分委員会は、委員15名をもって組織する。

2 配分に係る特別な事項を調査及び審議するため、必要により、配分委員会に臨時委員を置くことができる。

(委 員)

第5条 配分委員会の委員及び臨時委員は、民意を公正に代表する者を選出することとし、次の各号に掲げる中から、理事会及び評議員会の決議によって選任する。

- (1) 共同募金寄付者の代表者
- (2) 社会福祉事業・更生保護事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 報道関係者
- (5) 役員及び評議員。ただし、役員は配分委員の総数の3分の1を超えてはならない。また、

役員と評議員をあわせ、配分委員の半数を超えてはならない。

(6) その他民意を公正に代表する者

2 次の各号に掲げる者は、配分委員会の委員及び臨時委員になることができない。

(1) 共同募金の配分を受ける者

(2) 社会福祉法第40条第1項各号のいずれかに該当する者

(3) 国及び地方公共団体の職員（ただし、非常勤の職員は除く。）

(委員長及び副委員長)

第6条 配分委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長、副委員長は、配分委員会の委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、補欠の委員を委嘱する。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 配分委員会は、会長が招集する。

2 会長は、配分委員会の委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して配分委員会の招集を請求したときは、その請求があった日から30日以内に、配分委員会を招集する。

3 配分委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

4 配分委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 配分委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は配分委員会の決議に、委員として議決に加わることができない。

7 第5項の規定にかかわらず、配分委員会の委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、配分委員会の決議があったものとみなす。

(災害等準備金執行の特例)

第9条 災害等緊急時に限り、準備金の配分及び被災都道府県への抛出等については、あらかじめ

め配分委員会において了解を得た範囲において委員長が専決することができる。

(施行細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月3日から施行する。

配分委員会設置等規程第9条に規定されている委員長が専決することができる範囲

- 1 「災害ボランティア支援資金制度」による準備金の配分
- 2 他の都道府県共同募金会に対する準備金の拠出
- 3 配分及び拠出の額は、災害等準備金として積み立てた額

(平成28年7月15日 配分委員会 承認)